

京都市告示第 5 0 2 号

京都市梅小路公園条例施行規則第 2 条の規定に基づき、「市電ひろば内店舗」を供用しない日について、次のとおり臨時変更する。

平成 3 0 年 1 2 月 2 8 日

京都市長 門川 大作

区分	期間	供用しない日	
市電ひろば内店舗	平成 3 0 年 1 2 月 2 8 日 (金) から同月 3 1 日 (月) まで	変更後	①市電ショップ: 1 月 1 日及び 1 2 月 3 1 日 ②市電カフェ : 1 月 1 日から同月 2 日まで及び 1 2 月 3 0 日から同月 3 1 日まで
	及び平成 3 1 年 1 月 1 日 (火) から同月 4 日 (金) まで	現 行	1 月 1 日から同月 4 日まで及び 1 2 月 2 8 日から同月 3 1 日まで

(南部みどり管理事務所)